各位

会社名 株式会社デジタルデザイン 代表者名 代表取締役社長 星川 征仁

(コード: 4764 JASDAQ)

問合せ先 代表取締役 碇 利之

(TEL.03-5259-5300)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、一部の重要な会社情報の開示が適時になされていなかった件につきまして、平成 29 年 1 月 25 日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 508 号第 1 項第 1 号に 基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本 日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類:改善報告書

改善報告書

平成29年2月8日

株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

2.



このたびの弊社による一部の重要な会社情報の開示が適時になされていなかった件について、有価証券上場規程第 502 条第3項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

(1)平成29年1月6日付「臨時株主総会の開催日並びに基準日の変更に関するお知らせ」の不適正
開示の経緯
(2)平成 29 年1月6日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行(平成 29 年1月6日払
込期日分)中止等に関するお知らせ」の不適正開示の経緯
(3)過去に不適正開示を行った経緯 5
①平成 28 年 3 月 15 日付開示「デリバティブ評価損の計上に関するお知らせ」の不適正開示の経緯
5
②平成 28 年 3 月 15 日付開示「固定資産の減損損失の計上に関するお知らせ」の不適正開示の経緯
5
③平成 28 年 6 月 13 日付開示「特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」の不適
正開示の経緯
④平成 28 年 7 月 26 日付開示「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上に関するお知らせ」の不
適正開示の経緯
⑤平成 28 年 7 月 26 日付開示「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」の不適正開示の経緯
6
⑥平成 28 年 11 月 14 日付開示「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の不適正開
示の経緯
. 不適正な開示の発生原因の分析 7
(1) 平成29年1月6日付「臨時株主総会の開催日並びに基準日の変更に関するお知らせ」の不適正



開示の原因	7
①適時開示に係る確認不足	7
②連絡体制の未徹底	8
③役職員間における情報共有の不備	8
(2)平成 29 年1月6日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行(平成 29 年1	月6日払
込期日分)中止等に関するお知らせ」の不適正開示の原因	8
①適時開示に係る確認不足	8
②連絡体制の未徹底	8
(3)過去に不適正開示を行った原因	9
①平成 28 年 3 月 15 日付開示「デリバティブ評価損の計上に関するお知らせ」の不適正開 9	示の原因
②平成 28 年 3 月 15 日付開示「固定資産の減損損失の計上に関するお知らせ」の不適正開 9	示の原因
③平成 28 年 6 月 13 日付開示「特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ 正開示の原因	
④平成 28 年 7 月 26 日付開示「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上に関するお知ら	せ」の不
適正開示の原因	1 0
⑤平成 28 年 7 月 26 日付開示「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」の不適正開	示の原因
1 0	
⑥平成 28 年 11 月 14 日付開示「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の	不適正開
示の原因	1 0
(4)総括	1 1
①社内開示体制の不備	1 1
②適時開示業務フローの不明確	1 1
③経営陣および開示担当者の適時開示等に関する理解の欠如	1 1
④内部監査の未設置および開示業務に対する監査の未実施	1 2
3. 再発防止に向けた改善措置	1 2
(1)社内の開示体制の不備に対する改善	1 2
(2) 適時開示フローの不明確に対する改善	1 2
(3)経営陣および開示担当者の適時開示等に関する理解の欠如に対する改善	1 3
(4) 適時開示に対する内部監査部門および監査等委員会による監査	1 3
(5)「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上」開示遅延の個別原因への対策	1 4
4. 不適正な情報開示等が投資家および証券市場に与えた影響についての認識	1 4
5. 改善措置の実施スケジュール	1 5
【別紙】適時開示業務フロー(案)	1 6
- <弊社グループの決定事実・決算情報に関する情報>	1 6
/散牡ガループに低る双生車宝に則 士 ス陸和へ	1 6

1. 不適正な開示の経緯

(1) 平成 29 年 1 月 6 日付「臨時株主総会の開催日並びに基準日の変更に関するお知らせ」の不 適正開示の経緯

弊社は、「臨時株主総会の開催日並びに基準日の変更に関するお知らせ」(以下「基準日変更の開示」といいます)を、平成29年1月6日に開示いたしましたが、本来であれば社内で意思決定がなされた平成28年12月29日中に開示を行うべきでした。

平成28年12月21日開催の取締役会で決議し同日付で開示した「資本業務提携並びに第三者割当により発行される新株式および新株予約権の募集および主要株主の異動に関するお知らせ」における本件第三者割当増資について、寺井前代表取締役社長によって大阪地方裁判所へ差止仮処分の申立てがなされ、平成28年12月27日に仮処分決定が下されましたが、弊社はその事実を同日の夕方になってはじめて知るにいたりました。

弊社は、当初臨時株主総会を平成29年1月31日に開催する予定でありましたが、平成28年12月27日の仮処分決定を受け、平成29年1月以降は、平成28年1月期の決算対応などで管理部門の作業負荷が増えるため、臨時株主総会開催に係る事務作業を行う社内リソースがなく、招集通知を作成する時期までに、株主提案に対する弊社の方針を十分に検討できないと考えたことから、臨時株主総会の開催日程を変更することとし、平成28年12月29日に臨時株主総会の開催スケジュールについて改めて検討を行うことを決定しました。取締役(監査等委員の取締役を除く)は、同日外部からの指摘を受け、当該決定が適時開示事項であることを認識しておりましたが、平成28年12月26日から平成29年1月5日までが弊社の年末年始の休暇期間中(以下「長期休暇期間」といいます)であったため、平成29年1月6日に開示すれば十分であるという誤った認識を持っておりました。

その後、平成 29 年1月4日の昼頃、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)から 電話があり、弊社の開示担当者に対し、株式会社証券保管振替機構(以下「保振」といいます) の通知によれば、基準日を取り消しているようだが事実か。事実であれば直ちに開示を行うよ う指摘を受けました。当該開示担当者は、情報取扱責任者である星川代表取締役社長、碇代表 取締役へ連絡を試みましたが連絡が取れず、当日は長期休暇期間であり、自身も他業務の整理 のためのみの出社だったことから、それ以上の対応は行いませんでした。

また、平成29年1月4日の夕方、東証から星川代表取締役社長、碇代表取締役および開示担当者に対し、基準日変更の開示を行うようメールで指摘を受けておりましたが、その時点では当該メールの受信を認識しておらず、当日夜間になって碇代表取締役は当該メールを認識しましたが、夜間の出来事であったことと自身の体調不良を理由に対応せず、翌日も朝から大阪地方裁判所での審尋対応のため、東京から大阪への移動や、文書整理等の準備作業に追われ、部下へ指示せず、対応に至りませんでした。

また、情報取扱責任者は、東証から携帯電話および自宅へ複数回架電を受けておりましたが、 携帯電話については長期休暇期間中、登録された電話番号以外は受電の通知がされない設定と しており、自宅の電話については外出していたため、認識できず、応答することができません でした。

さらに、平成29年1月5日の午前、東証から弊社の営業部員に対して、碇代表取締役と連絡

をとって基準日変更の開示を行うよう指摘がされました。開示担当者が体調不良により不在であったため、開示業務経験者でもあった当該営業部員は、基準日変更の開示に向けた作業を進めましたが、碇代表取締役と連絡がとれず、その場で作業を進めることの可否について判断ができず、翌日となり、その結果、開示が平成29年1月6日となりました。

(2) 平成 29 年 1 月 6 日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行(平成 29 年 1 月 6 日払込期日分)中止等に関するお知らせ」の不適正開示の経緯

弊社は、「第三者割当による新株式および新株予約権発行(平成 29 年1月6日払込期日分) 中止等に関するお知らせ」を、平成 29 年1月6日に開示いたしましたが、本来であれば当該お知らせにて開示した第三者割当(以下「本件第三者割当」といいます)の中止を決定した平成29 年1月5日までに開示を行うべきでした。

弊社は、平成28年12月21日開催の取締役会で決議し、同日付で開示した「資本業務提携並びに第三者割当により発行される新株式および新株予約権の募集および主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせした本件第三者割当増資が、寺井前代表取締役社長によって、大阪地方裁判所へ差止仮処分の申立てがなされ、平成28年12月27日に仮処分決定が下されたため、平成29年1月4日、大阪地方裁判所へ保全異議等の申立て(以下「本件保全異議等申立て」といいます)を行いました。そして、平成29年1月5日に審尋が行われましたが、同日中に決定は出ませんでした。

この結果を踏まえ、弊社は、平成29年1月5日午後に新株及び新株予約権の発行を中止する ことを決定し、近畿財務局に有価証券届出書および訂正届出書(以下、総じて「届出書」とい います)の取下書を提出いたしました。

新株及び新株予約権の発行中止を決定した時点で届出書の取下げの事実を開示する必要性について認識しておりましたが、平成29年1月5日の保全異議申立事件の審尋期日において、本件保全異議に係る決定が平成29年1月6日午前に出されることを裁判所から伝えられたため、これを受けた取締役(監査等委員の取締役を除く)は、翌日午前の結果と合わせて開示すべきであるという誤った理解をしておりました。

平成29年1月5日夕方、弊社の営業部員は東証から本件について開示を行うよう指摘を受けましたが、碇代表取締役と連絡がとれず、その場で作業を進めることの可否について判断ができず、それ以上の対応に至りませんでした。また、情報取扱責任者は、東証から携帯電話および自宅へ複数回架電を受けておりましたが、携帯電話については長期休暇期間中、登録された電話番号以外は受電の通知がされない設定としており、自宅の電話については外出していたため、認識できず、応答することができませんでした。

平成29年1月5日夕方、東証より連絡を受けた井上取締役監査等委員は、他の全取締役に対して電子メールにて当該開示を行うよう指摘されている旨を連絡しました。当該連絡を受けて星川代表取締役社長は、早急に開示業務へ着手しようと開示担当者へ連絡しましたが、長期休暇期間中であり、連絡がとれず、また、自身で作業を行うことも考えましたが、遠方出先におり、作業環境が無かったため作業に着手することができず、その結果、開示が平成29年1月6日となりました。

(3) 過去に不適正開示を行った経緯

弊社は、前述(1)および(2)の他に、平成28年3月から平成28年11月までの期間に、以下6件の重要情報が、適時開示できておりませんでした。

- ①平成28年3月15日付開示「デリバティブ評価損の計上に関するお知らせ」
- ②平成28年3月15日付開示「固定資産の減損損失の計上に関するお知らせ」
- ③平成28年6月13日付開示「特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」
- ④平成28年7月26日付開示「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上に関するお知らせ」
- ⑤平成28年7月26日付開示「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」
- ⑥平成28年11月14日付開示「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」

開示遅延となった個別の経緯は次のとおりになります。

①平成 28 年 3 月 15 日付開示「デリバティブ評価損の計上に関するお知らせ」の不適正開示の経緯

弊社は、平成28年3月9日開催の取締役会において、平成28年1月期の連結決算(平成27年2月1日から平成28年1月31日)において、弊社が保有している組込みデリバティブを含む複合金融商品におけるデリバティブ評価損(以下「本件評価損」といいます)の計上を決議し、平成28年3月15日にその事実を開示いたしました。

当該開示は、本来であれば、本件評価損の計上を認識した平成28年3月9日に開示すべきであったものの、弊社に開示が必要であることの認識がなく、平成28年1月期決算短信の開示を行う過程で東証から指摘を受け、適時開示義務を理解したうえ、平成28年3月15日に開示を行ったものであります。

本件評価損の内容は、弊社が100%子会社であるDDインベストメント株式会社の調査業務に基づき行っている長期保有による高配当収益を目的とした運用について、株価変動による影響で保有ポートフォリオの含み損が発生したため、時価会計の基準に従い、デリバティブ評価損14,905千円を計上することとなったというものであります。

②平成 28 年 3 月 15 日付開示「固定資産の減損損失の計上に関するお知らせ」の不適正開 示の経緯

弊社は、平成28年3月9日開催の取締役会において、OMG認定資格試験関連資産の減損損失(以下「本件減損損失」といいます)の計上を決議し、平成28年3月15日にその事実を開示いたしました。

当該開示は、本来であれば、本件減損損失計上を認識した平成28年3月9日に開示すべきであったものの、弊社に開示が必要であることの認識がなく、平成28年1月期決算短信の開示を行う過程で東証から指摘を受け、適時開示義務を理解したうえ、平成28年3月15日に開示を行ったものであります。

本件減損損失の内容は、弊社の子会社である株式会社UML教育研究所が運営するOMG認

定資格試験関連の資産について、受験者数の減少傾向に伴う収益性の低下による減損の兆候が、 弊社において認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能 性を検討した結果、減損損失 14,175 千円を計上することとなったというものであります。

③平成28年6月13日付開示「特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」 の不適正開示の経緯

弊社は、資産の効率化を図ることを目的に、弊社が保有していた有価証券1銘柄を売却し、 平成29年1月期連結累計期間において、特別利益(投資有価証券売却益)1,300万円を計上した 事実を、平成28年6月13日に開示いたしました。

当該開示は、本来であれば、投資有価証券売却益の計上を認識した平成28年3月15日に開示すべきものであったものの、弊社に開示が必要であることの認識がなく、平成29年1月期第1四半期決算の開示を行う過程で東証から指摘を受け、適時開示義務を理解したうえ、平成28年6月13日に開示を行ったものであります。

④平成 28 年 7 月 26 日付開示「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上に関するお知らせ」の不適正開示の経緯

弊社は、資産の効率化および財務体質の強化を図ることを目的に、弊社が保有していた上場有価証券1銘柄を売却し、平成29年1月期連結累計期間において、特別利益(営業外収益)155万円を計上した事実を、平成28年7月26日に開示いたしました。

当該開示は、本来であれば、投資有価証券売却益の計上を認識した平成 28 年 7 月 19 日まで に開示すべきでありました。

当該開示を行うに当たっては、平成・28 年 7 月 19 日に経営会議で開示の必要性を検討しましたが、弊社の連結経常利益の開示基準値(直前連結会計年度の連結経常利益の 30%に相当する額以上とされており、該当基準は 150 万円でした。)および利益が少額の場合の開示基準(当社の場合、直前 5 期間の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均の 30%の額となり、該当基準は 72 万円でした。)で開示の必要性を判断すべきところ、連結経常利益の開示基準値のみで判断をしておりました。また、開示の時期を、証券会社から受領する取引報告書に記載されている金額を確認し、当該売却益の金額が弊社の開示基準を超過していた場合、直ちに行うものという誤った認識をしておりました。そして、取引報告書の到着が確認できた平成 28 年 7 月 25 日に開示業務に着手しましたが、計上すべき勘定科目の確認が翌日まで完了しなかったため、平成 28 年 7 月 26 日に開示を行いました。

⑤平成 28 年 7 月 26 日付開示「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」の不適正開示の経緯

弊社は、平成28年5月27日に発覚した、寺井前代表取締役社長の経費利用に関する不適正な 処理の事実関係究明に必要な内部調査を円滑に実行し、迅速な意思決定を可能とするために、 調査が完了するまでの期間、代表取締役の増員を平成28年7月26日に開示いたしました。

当該開示は、本来であれば、代表取締役増員の決議日である平成28年7月22日に開示すべ

きであることを認識していたものの、同時に開示することを予定していた代表取締役増員の理由である「寺井前代表取締役社長の経費利用に関する不適切処理」の開示(以下、「不適切処理の開示」といいます)準備が完了しておらず、代表取締役増員のお知らせを単独で開示した場合の投資家らを混乱させる恐れを考慮し、不適切処理の開示を終えるまで開示を保留しておりました。そして、不適切処理の開示を行った平成28年7月26日に、「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」の開示も合わせて行うこととなりました。

⑥平成28年11月14日付開示「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の 不適正開示の経緯

弊社は、平成28年10月27日付で寺井前代表取締役社長より臨時株主総会の招集請求(以下「本件請求」といいます)に関する書類を受領し、本件請求書類受領後、弊社株式取扱規程に則って、請求者代理人の権限有無などの確認作業を進めておりました。

また、平成 28 年 11 月 4 日付で株主らが近畿財務局に提出した大量保有報告書および変更報告書により寺井前代表取締役社長が 86 万株を第三者に譲渡している可能性を認識しましたが、寺井前代表取締役社長から弊社に対して事前の売買許可申請がなされていなかったため、本件請求を受けた事実の開示を行うには、寺井前代表取締役社長の 86 万株の譲渡行為に関する確認が重要であると認識しておりました。

そうして迎えた平成 28 年 11 月 8 日に、寺井前代表取締役社長の代理人より不足していた追加書類(寺井前代表取締役社長と当該代理人との間の委任状)を弊社は受領しました。

しかしながら、法令上、株主が少数株主権を権利行使するためには、保振を通じて自身が保有する株式数の情報を発行会社に対して通知すること(以下「個別株主通知」といいます)が必要ですが、平成28年11月14日の時点でも、弊社では個別株主通知を確認できておりませんでした。そのため、開示担当者が保振へ個別株主通知の受領方法に関して問合せをしたところ、書類郵送ではなく、専用のシステム上で平成28年11月4日に通知されていたことが判明しましたので、平成28年11月14日に、本件請求に関する情報開示を行いました。

2. 不適正な開示の発生原因の分析

(1) 平成 29 年 1 月 6 日付「臨時株主総会の開催日並びに基準日の変更に関するお知らせ」の不 適正開示の原因

①適時開示に係る確認不足

弊社では、決定事実については、開示担当者が適時開示ガイドブックなどで開示要否を判断すると共に、取締役会に上程する重要事実について事前に議論する場である経営会議の中で、開示要否について確認することとしておりました。しかしながら、当該決定については、情報取扱責任者を含む情報を認識していた取締役(監査等委員の取締役を除く)が開示の必要性を認識していなかったため、開示担当者に対し開示時期等の確認作業を指示していませんでした。また経営会議を開催する十分な時間も無かったため、経営会議においても確認作業が行われませんでした。

その後、外部からの指摘により、当該決定が適時開示すべき事項であることを取締役(監査

等委員の取締役を除く)は認識しましたが、長期休暇期間であったため、平成29年1月6日に 開示すれば十分であるという誤った認識を持っていたため、開示担当者に開示担当者に対し開 示時期等の確認作業を指示しませんでした。

②連絡体制の未徹底

弊社では、今回のような長期休暇期間など緊急事態を想定した緊急連絡網を整備しておりましたが、従業員に対して、どのようなときに誰に連絡すべきなのかといった運用ルールの周知 徹底ができておりませんでした。

また、上記のような連絡網だけでなく、休日・夜間や責任者または担当者不在時の職務代行 も明確にしておくべきであり、組織的なバックアップ体制が整備できていないことが適時開示 遅延を生じさせた原因の一つであると分析します。

③役職員間における情報共有の不備

基準日変更の開示に関し、役員間および役職員間における情報共有が不十分だった原因は、役員間においては、適時開示に必要な情報を適時に共有するという意識が薄かったことにあると分析します。また、役職員間においては、長期休暇期間中という事情があったにせよ、急ぎの外部からの指摘等について適時に上司に確認し指示を仰ぐことなく退社しており、開示担当者としての役割意識が薄かったこと、および基準日変更の開示は平成29年1月6日に開示すれば十分であると認識していたことから、取締役(監査等委員の取締役を除く)から開示担当者への情報共有が適時に行われなかったことにあると分析します。

また、情報取扱責任者の職責は緊急時にすみやかに開示対応することであるにも関わらず、東証からの複数回の連絡に対して対応する体制を整えておりませんでした。

(2) 平成 29 年 1 月 6 日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行(平成 29 年 1 月 6 日払込期日分)中止等に関するお知らせ」の不適正開示の原因

①適時開示に係る確認不足

平成29年1月5日の保全異議申立事件の審尋期日において、本件保全異議に係る決定が平成29年1月6日に出されることを裁判所から伝えられたため、その結果を踏まえて開示をすべきであるように誤解してしまいました。本来であれば、平成29年1月4日に保全異議申立を行った時点で、届出書の取り下げ等を想定した開示の準備を事前に行っておくべきでしたが、長期休暇期間であり、また開示担当者の体調や業務負荷等にも配慮したことで、開示担当者への業務指示を徹底することができませんでした。また、弊社において開示の要否を判断する場である経営会議を開催する十分な時間が無く確認が実行されなかことも相まって、対応が遅滞したと分析します。

② 連絡体制の未徹底

弊社では、今回のような長期休暇期間など緊急事態を想定した緊急連絡網を整備しておりま したが、従業員らに対して、どのようなときに誰に連絡すべきなのかといった運用ルールの周 知徹底ができておりませんでした。

また、上記のような連絡網だけでなく、休日・夜間や責任者または担当者不在時の職務代行も明確にしておくべきであり、組織的なバックアップ体制が整備できていないことが適時開示 遅延を生じさせた原因の一つであると分析します。

(3) 過去に不適正開示を行った原因

①平成28年3月15日付開示「デリバティブ評価損の計上に関するお知らせ」の不適正開示の原因

当時、弊社の大阪オフィスには寺井前代表取締役社長および経理業務の委託社員のみが勤務 しており、その他の役職員は東京オフィスに勤務していましたので、弊社の開示業務は東京オ フィスで行われていました。

当該不適正開示の原因となったデリバティブ評価損は弊社子会社で発生した事象であり、発生時点において、子会社の代表取締役等を兼務していた弊社取締役である寺井前代表取締役社長および松田取締役は当該事実を認識しており、子会社の経費処理と開示業務を兼務していた開示担当者も認識し得る立場にありました。

しかしながら、当該取締役は当該事実が適時開示事項に該当するとの認識がなかったため経営 会議に報告せず、また、開示担当者も同様に認識がなかったため経営会議にて開示の必要性有無 を検討するよう上程しておりませんでした。

また、本来であれば、情報取扱責任者が情報を把握しなければならない立場にありましたが、 当時管理部門責任者と情報取扱責任者が異なっており、本来相互綿密に行わなければならない 情報連携・共有が不十分となっておりました。

②平成 28 年 3 月 15 日付開示「固定資産の減損損失の計上に関するお知らせ」の不適正開示の原因

当該不適正開示の原因は、上記2. (3) ①と同一であると分析しております。

③平成28年6月13日付開示「特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」 の不適正開示の原因

当該不適正開示の原因は、経営会議にて開示の要否の判断を実施していましたが、当該経営会議の構成者が、当該特別利益の計上が、適時開示事項であることの認識がなかったことにあると分析しております。

取締役(監査等委員の取締役を除く)および当時開示担当者であった開示担当者は、平成28年3月8日に売却先との間で「有価証券売買契約書」を締結している事実を把握しており、同年3月15日に投資有価証券売却益が発生することを容易に把握できる立場にありましたが、投資有価証券売却益が適時開示事項であるとの認識がなく、投資有価証券売却益の発生時点において、開示の要否を経営会議で検討しておりませんでした。

また、平成 29 年 4 月 12 日に実施した取締役会で、3 月の月次決算報告を行う中、投資有価証券売却益が発生している旨の報告はありましたが、経営陣は投資有価証券売却益が適時開示

事項であることを認識しておらず、開示担当者も適時開示ガイドブックと照合していましたが 適時開示事項であることを見落としてしまい、情報の開示が遅延してしまいました。

④平成28年7月26日付開示「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上に関するお知らせ」の不適正開示の原因

当該不適正開示の原因は、経営会議にて開示の要否の判断を実施していましたが、その開示 基準は連結経常利益だけで判断すれば良いものと誤認しており、利益が少額の場合の開示基準 を認識していなかったことにあると分析しております。また、当該投資有価証券売却益が弊社 の開示基準値未満であると誤認していたため、証券会社から取引報告書を入手し、確認を行っ たうえで開示すれば良いという誤った判断も開示を遅延した原因だと分析しております。

また、取引報告書は弊社の本社である大阪オフィスに遅滞なく郵送されておりましたが、大阪オフィスにおいて郵便物の確認業務は、委託社員のみが担当しておりました。当該社員は常駐しているわけではなかったため、開示の必要性を判断するための取引報告書の到着確認が遅れ、情報の開示遅延してしまいました。

⑤平成 28 年 7 月 26 日付開示「代表取締役の異動(増員)に関するお知らせ」の不適正開示の原因

当該不適正開示の原因は、平成 28 年 7 月 22 日に取締役会において決議をし、適時開示が必要であることを認識していたものの、投資家らを混乱させることを回避することに配慮して、事前または同時に不適切処理の開示を行なわなければならないという一点に意識が集中していたため、不適切処理の開示に関する原稿の作成を最優先で行っていたため、決定事実は直ちにその内容を開示しなければならないという原理原則に従うことを怠りました。

しかしながら、不適切処理の開示準備に想定以上の時間を要したことで開示遅延を生じさせることとなってしまいました。また、代表取締役の異動に関する適時開示義務が生じていることを認識していたにもかかわらず、東証へ連絡・相談していなかったことも、開示遅延の原因であると分析しております。

⑥平成28年11月14日付開示「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の 不適正開示の原因

当該不適正開示の原因は、社内体制の不備にあります。具体的には、営業を重視した方針の中、管理部門の人員減少によって、適時開示制度に関して、適時開示業務を行うための十分な知識を持つ人員が不在となりました。さらに、実務能力の低下も生じていたことから、平成28年10月27日に本件請求に関する書類を受領し、開示担当者2名にて本件請求書類及び手続きに不備がないかの確認作業を始めましたが、人員不足による業務過多から、弊社株式取扱規程に基づきどの資料を確認すべきか、および確認すべき資料の入手方法について把握しないまま作業を行っていたため、事実関係の確認に時間を要し開示が遅延しました。

(4)総括

以上が、このたびの改善報告書の提出を要するまでに至った不適正な開示の原因になりますが、 その原因の多くは次のとおりであると分析しております。

① 社内開示体制の不備

業績回復を目的に、平成25年当時6名体制だった管理部門の人員(大阪管理2名(+業務委 託1名(大阪))、東京管理3名)を平成25年の年末までにかけて徐々に削減し、平成26年1 月には4名体制(東京管理3名(+業務委託1名(大阪))となりました。さらに、営業利益 を重視する経営方針のもと、平成27年には、管理部門は3名(東京管理2名(+業務委託1名 (大阪))体制という少人数で構成されており、余力もない状況でした。平成28年10月から、 経理業務(会計および出納)を外部委託していたものの、当時の管理部門に所属していた従業 員は疲弊し、人員を採用しても既存従業員の退職や体調不良などによる休みを抑止できない悪 循環を引き起こしました。当該人員削減の決断と実行は、弊社の管理機能の低下を加速させる 契機となりました。また、平成28年10月12日に新体制が発足し、新体制の下、管理機能の強化 を経営課題として認識し、平成28年10月に管理部員を新規採用、外部業者を加えた内部統制強 化のための体制構築等、改善に尽力して参りましたが、平成28年11月8日付「当社前代表取締 役社長の取締役辞任申し出について及び当社株式の譲渡取引に関するお知らせ」、平成28年11 月16日付「株主総会招集許可申立書の送達に関するお知らせ」、平成28年12月28日付「仮処分 の申し立てのお知らせ」等、寺井前代表取締役社長が弊社に対して行ってきた行動に対する対 応に追われてしまい、管理部門の多くのリソースを消費することとなりました。さらに、平成 28年11月末には、開示業務の中心的な役割であった開示担当者が退職したことで、より一層厳 しい環境となりました。

②適時開示業務フローの不明確

適時開示業務について、適時開示規程等が整備されていませんでした。

弊社では、開示担当者が適時開示ガイドブックなどで開示要否を判断すると共に、取締役会に上程する重要事実について事前に議論する場である経営会議の中で、開示の必要性について再確認することとしておりました。しかしながら、開示担当者が開示要否の判断を誤り経営会議にあげられていなかった事案や、経営会議の中で開示要否の確認は行ったものの開示時期まで確認を行わなかった事案、長期休暇期間により経営会議が機動的に開催されない事案などがあり、社内における開示確認体制が適切に運用されていませんでした。

また、緊急事態を想定した緊急連絡網を整備しておりましたが、従業員らに対して、どのようなときに誰に連絡すべきなのかといった運用ルールの周知徹底ができておりませんでした。

さらに、上記のような連絡網だけでなく、休日・夜間や責任者または担当者不在時の職務代 行も明確になっておらず、組織的なバックアップ体制が整備できておりませんでした。

③経営陣および開示担当者の適時開示等に関する理解の欠如

役職員において、適時開示基準を始めとした開示業務に必要な知識が不十分だったため、適 切な開示を行うための判断や準備が正しく行われておりませんでした。 また、役職員間において適時開示に必要な情報を適時に共有するという意識が薄かったことなどから、役員間および役職員間において、適時開示に必要な情報共有が不十分でありました。

④内部監査の未設置および開示業務に対する監査の未実施

弊社は、事業部門以外に従事する人員が不足していたことから、内部監査業務を実施する担当者を配置していなかったため、業務監査において監査等委員会との連携ができておらず、事後の監査・モニタリングを実施していませんでした。

3. 再発防止に向けた改善措置

再発防止のため、弊社の適時開示体制に関する問題については、次のような対応策を進めてまいります。

(1) 社内の開示体制の不備に対する改善

情報開示の遅延については、社内の開示体制の不備が大きな原因であると考えております。

特に、弊社の管理部門は、平成25年には6名が在籍しておりましたが(開示担当者は2名他業務と兼任)、直近6か月間では常時1名から3名で稼働する体制となっており、慢性的な人員不足と言わざるを得ません。このため、開示業務が十分に機能しておりませんでした。よって開示体制を整えるべく人材を拡充いたします。

具体的には、平成29年3月までに1名の採用を目標とし、管理部門に配属します。管理部門配属者には、適時開示業務に知見を有する者を採用し、開示担当者として適時開示制度に関する知識を活かし、開示要否や、開示原稿のチェック体制を確立するなど、適時開示体制強化の軸にしたいと考えております。ただし、応募者の状況によっては管理部門の人員拡充を優先し、既存従業員への研修によって開示業務に必要な知識を習得させ、適時開示体制を強化します。なお、弊社管理部門の人員の状況から、適時開示制度に知見を有する開示担当者を採用できた場合でも、当該開示担当者には、管理部門の他の業務(人事や総務など)も従事していただくことになると想定しております。

また、当面は適時開示業務における知見を有する外部業者と提携し、「発生事実」、「決定事実」 および「決算情報」にかかわる情報を決定・発生した場合は、開示資料の作成補助において適宜 サポートを受けられる体制とします。なお、当該外部業者との契約締結は、平成29年2月中を目 処にしております。

(2) 適時開示フローの不明確に対する改善

投資家保護の見地から、より適切な情報開示を行うため、【別紙】適時開示業務フロー(案)に 定めるとおり、適時開示業務フローを再構築のうえ、適時開示規程等および適時開示チェックシ ートといった適時開示業務を標準化できる文書を、平成29年2月中に制定し、運用を徹底いたし ます。適時開示業務フローは弊社および子会社の「発生事実」「決定事実」「決算情報」に分けて 再構築します。

また、適時開示規程等には、開示担当者または情報取扱責任者が不在の場合の、職務代行に関

するルールや、休日・夜間を含む緊急時の連絡についてのルールも定めるものとし、これを周知 徹底し、正しく運用します。

また、平成29年8月を目途に、現在代表取締役社長が兼務している情報取扱責任者を他の者に 移管するなど、業務の分担を検討していきたいと考えております。

(3)経営陣および開示担当者の適時開示等に関する理解の欠如に対する改善

経営陣および開示担当者は、東証が開催する適時開示セミナーや、信託銀行等その他の外部機関が不定期に開催する研修会等に積極的に参加することで、適時開示に関する詳細な知識の向上を図ります。また、弊社が招聘した外部業者が講師となり、全役職員を対象とした社内研修を実施することで、インサイダー情報の重要性、適時開示の意義および開示体制の整備に関する理解を深めることとします。なお、これらの研修の回数は、社内研修および外部研修を合わせて平成29年8月上旬までに、6回以上実施することを想定しております。

また、参加者からの報告を管理部門関係者に書面・電子メール等の方法により周知することで、管理部門において情報の共有を図るとともに、研修の成果を確認します。

さらに、平成29年9月以降も、同様の社内研修および外部研修を継続いたします。

以上の研修や情報共有を重ねることにより、開示担当者が、適時開示規則の内容を正しく理解 し、開示遅延の防止を図ります。

弊社では、取締役および事業部門と管理部門の責任者によって構成される経営会議が開催されておりますが、当該会議は、弊社において、対象となった議案の開示が必要になるか否かを判断る機会となっており、この効果を高めるためにも、経営陣のみならず部門の管理者全員が適時開示規則について学習し、適時開示基準に定める開示事項について、理解を深めることで再発防止に繋がると認識しております。

(4) 適時開示に対する内部監査部門および監査等委員会による監査

平成29年3月までに1名の採用を目標とし、新設する内部監査部門に配属します。内部監査部門配属者は、社内規程の整備・運用および会計における知見を有する者を採用し、業務監査および財務報告に係る内部統制の監査、本改善報告書に提示する再発防止に向けた改善措置の進捗確認といった内部管理体制の強化を推進する役割を担っていただきます。ただし、応募者の状況によっては内部監査部門の新設を優先し、既存従業員を内部監査専属担当者に任命のうえ、外部コンサルティング会社と提携し、内部監査業務に必要な知識を習得させながら内部監査体制を強化します。

なお、適時開示体制に係る業務監査については、適時開示体制が十分に機能しているか否か、 適時開示規程等および適時開示チェックシートの記載の確認をはじめ、適時開示業務が、適時開 示規程等に基づき再発防止策を適切に実施・運用しているか確認します。

また、監査等委員会においても、適時開示規程等および適時開示チェックシートを確認するなど、再発防止策が適切に実施・運用されているか確認を行います。

(5)「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上」開示遅延の個別原因への対策

弊社は、2.(3) ④に記載しました取引報告書の受領確認に手間取ったことを猛省し、郵便物の配送先を、組織的に確認作業が行える東京オフィスへ変更するよう手配しております。

また、投資有価証券の売却を決定した時点で開示要否の判断を行うと共に、当該タイミングで 開示不要と判断した場合は、証券会社より投資有価証券の売却確定の連絡を受けた際に、開示担 当者が証券会社に売却確定金額を確認し、情報取扱責任者と共に適時開示基準に該当しているか 否かを確認するものとします。

4. 不適正な情報開示等が投資家および証券市場に与えた影響についての認識

このたびの改善報告書を提出するまでに至った弊社による適時開示すべき事項について開示が遅延したことについて、株主並びに投資家の皆様、関係各所に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことおよび株式市場の信頼を損ねる結果となったことを、上場企業として重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、今後、社内体制を整備、再構築することにより、これまでの不適正な体制を是正し、会社情報の適時開示等に関する規則に則った適正かつ適時の情報開示を行います。

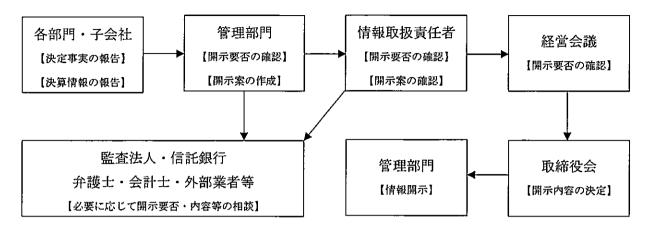
二度と不適正開示を引き起こすことがないように、再発防止策を確実に実行し、関係各位および証券市場の信頼回復に鋭意努力してまいります。

5. 改善措置の実施スケジュール

办		平成 29 年							
	改善措置項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	
1	社内の開示体制の不備								
	人員の補充(1名採用)	採用	採用						
	外部業者との提携	商談 提携	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
2	適時開示フローの再構築								
	適時開示規程等	策定	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
	適時開示チェックシート	策定	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
	職務代行ルールの整備	策定	運用	運用	運用	運用	 運用 	運用	
	緊急連絡体制の整備	策定	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
3	③ 経営陣および開示担当者の適時開示等に関する理解の欠如								
	外部講師を招聘した研修	計画	適宜実施						
	外部セミナーへの参加	計画	適宜実施						
	外部セミナー受講内容の共有		適宜実施						
4	内部監査および監査等委員会による監査								
	人員の補充(1名採用)	採用	採用						
	外部コンサルタントとの提携	商談 提携	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
	内部監査部門による監査		新設 計画	監査	監査	監査	監査	監査	
	監査等委員会による監査		計画	監査	監査	監査	監査	監査	
(5)	5 「投資有価証券売却益(営業外収益)の計上」開示遅延の個別原因								
	売却決定時の判断及び売却確定金額の確 認	運用	運用	 運用 	運用	 運用 	運用	運用	

【別紙】適時開示業務フロー(案)

< 弊社グループの決定事実・決算情報に関する情報>

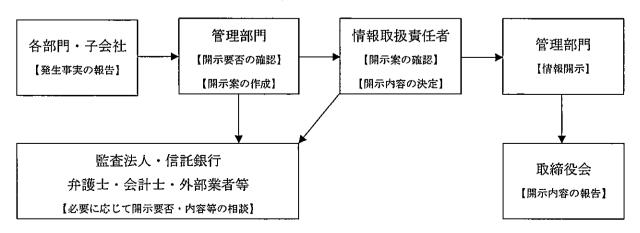


各部門または子会社で発生した決定事実および決算情報については、開示の必要性有無にかかわらずすべからく管理部門の開示担当者を通じて情報取扱責任者、経営会議に報告します。そのうえでまず、管理部門の開示担当者は各部門または子会社から入手した決定事実について情報取扱責任者や関係者と開示の要否を協議し、さらに経営会議で判断に誤りがないか確認します。開示担当者が不在の場合は、代表取締役(代表取締役に事故あるときは取締役会議長の代行順位をもって他の取締役)が、適時開示規則に従い開示の必要性を協議した後、経営会議による開示要否の確認を経て取締役会の承認を受けるものとします。ただし、緊急の場合は、取締役会規程上代表取締役の権限を持って決定することとなるため、代表取締役が開示判断に誤りがないか確認したうえで、開示を実施することとなります。

また、弊社の決算に関する情報は、経理担当者(管理部門)が決算に関する開示書類(決算短信等) を作成し、会計監査人のチェックを経て取締役会にて審議、最終承認を行い、その後、経営会議による 開示要否の判断を経て取締役会の承認を受けるものとします。

開示担当者は、取締役会から開示することについて承認を受けた決定事項または決算情報を、東証が提供する「TDnet (適時開示情報システム)」へ登録および公開した後、弊社コーポレートサイトに掲載するものとします。

<弊社グループに係る発生事実に関する情報>



弊社グループの発生事実に関する情報は、当該事実が発生したことを認識した役職員または当該従業員が所属する部門の部門長が、直ちに開示担当者に報告するものとします。開示担当者は、情報取扱責任者に当該情報を報告したうえ、必要な情報・資料を収集して事実関係を迅速に把握し、開示の必要性を情報取扱責任者および関係者と協議し、開示を要する場合には、取締役会へ報告するとともに、すみやかに開示担当者が開示資料を作成し、情報取扱責任者の承認を受け、東証が提供する「TDnet(適時開示情報システム)」へ登録および公開した後、弊社コーポレートサイトに掲載するものとします。

また、必要に応じて監査法人および弁護士、会計士、外部業者等によるアドバイスを受け、正確かつ公平な情報開示に努めるものとします。

当該事実発生時において開示担当者が不在の場合は、当該事実が発生したことを認識した部門の部門 長は直ちに情報取扱責任者に報告し、情報取扱責任者は、必要な情報・資料を収集し、事実関係を迅速 に把握したうえで、適時開示規則に従い当該情報の開示の必要性を検討し、開示を要する場合には取締 役会へ報告するとともに、すみやかに開示資料を作成した後、同様に公表するものとします。なお、情 報取扱責任者に事故あるときは取締役会議長の代行順位をもって他の取締役がその任に当たるものとし ます。